**防災ベッド・耐震シェルター補助金**

　鎌倉市では、昭和56年(1981年)５月31日以前(新耐震基準導入以前)に建築された木造住宅に居住している方を対象に、防災ベッド・耐震シェルターを設置する費用の一部を補助する制度を用意しています。

**1　防災ベッド・耐震シェルターとは**

地震による木造住宅の倒壊から人命を保護するための装置です。防災ベッドとは、ベッドにフレーム等を設置することで安心して就寝していただくためのもので、耐震シェルターとは、住宅の１部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することにより安全空間を作るものです。防災ベッドや耐震シェルターは、耐震改修工事より比較的安価に施工することができ、また、住みながらの工事や短期間での設置が行いやすいメリットがあります。

**２ 補助金額**

設置に要する費用(税抜き)の２分の１、または、防災ベッドは１台10万円(２台まで)、耐震シェルターは１部屋30万円(１部屋まで)のいずれか低い額

**3　補助を受けられる方**

昭和56年（1981年）５月31日以前に建築された２階建以下の木造一戸建住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅を所有し、かつ、居住されている方であって、鎌倉市の行っている無料の窓口耐震相談を受けている方。 ただし、昭和56年６月以降に床面積が既存部分の２分の１を超える増改築を行っていたり、枠組壁工法やプレハブ工法の住宅である場合、鎌倉市の補助金を受けて耐震改修工事をしている場合は対象外となります。

なお、裏面の注意事項を満たしていないと補助金が交付されません。制度の利用をお考えの方は、市職員が一緒に相談させていただきながら手続きを進めてまいりますので、事前に建築指導課まで御連絡ください。

**※鎌倉市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事に対する補助金の交付制度も用意しています。先ずは窓口耐震相談を受け、個々の状況に適した手法を検討することをおすすめします。**



■　注意事項

(1) 市の指定している防災ベッドや耐震シェルターである必要があります。

(2) 木造住宅の1階に防災ベッドや耐震シェルターを設置する必要があります。

(3) 市税の滞納がある方は補助を受けられません。

(4) 鎌倉市の無料の耐震相談を受けている必要があります。制度の利用をお考えの方は、はじめに表面下部の連絡先へ**「窓口耐震相談」の予約申込み**をお願いします。なお、本補助制度ができる前に耐震相談を受けられた方は、再度の申込みは不要です。

(5) 契約や工事を行う前に補助金の申請を行い、交付の決定通知を受ける必要があります。また、申請を行った日の属する年度(4月から始まり3月までの期間)の2月末日までに事業を完了し、補助金の請求を行う必要があります。

**対象製品**(令和元年(2019年)５月時点の情報です)

**■防災ベッド**

１ 　防災ベッド標準型ＢＢ－００２（株式会社ニッケン鋼業0544-58-8336）

２ 介護用防災フレーム（株式会社ニッケン鋼業0544-58-8336）

３ 安心防災ベッド枠Ａ（フジワラ産業株式会社06-6586-3388）

４ 安心防災ベッド枠Ｂ（フジワラ産業株式会社06-6586-3388）

５ 耐圧ベッドルーム型シェルター（株式会社エヌ・アイ・ピー03-3823-6220）

６ ウッド・ラック（新光産業株式会社03-6810-7900）

**■耐震シェルター**

７ つみっくブロックシェルター（株式会社つみっく0852-28-3178）

８ 耐震和空間（株式会社ニッケン鋼業0544-58-8336）

９ 木質耐震シェルター（株式会社一条工務店0120-422-231）

10 レスキュールーム（有限会社ヤマニヤマショウ0120-88-2420）

11 鋼耐震（株式会社東武防災建設048-970-3530）

12 剛建（有限会社宮田鉄工0587-37-1569）

13 シェル太くん工法（株式会社ヤマヒサ0120-83-8073）

14 シェルキューブ（株式会社デリス建築研究所03-3287-2011）

15 シェルキューブＲ（株式会社デリス建築研究所03-3287-2011）

16 命守（株式会社青ヒバの会ネットワーク03-3779-0608）

17 ウッド・ラック　ひのき庵（新光産業株式会社03-6810-7900）

18 減災寝室（有限会社扇光0120-57-2535）

19 パネル式耐震シェルター（ＳＵＳ株式会社03-5652-2393）

20 シェルターユニットバス（ＵＢ）（Ｊ建築システム株式会社011-573-7779）

21 耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ（株式会社安信0120-013-131）

市が特定の会社・製品をおすすめしたり、上記製品のカタログ等の配布を行うことはありませんが、製品の選定にお悩みの場合は、間取り図や設置予定箇所の写真などを用意頂き、市職員に御相談ください。